

安曇野市ICT支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領

第1 設置

安曇野市ICT支援業務委託について、委託業者を適正に決定するため、安曇野市ICT支援業務委託審査委員会（以下、「審査会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

- （1）受託候補者の審査に関すること。
- （2）提案書等の審査に関すること。
- （3）その他受託候補者選定に関して、審査委員会が必要と認めた事項。

第3 構成

審査委員会は委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

なお、委員長は学校教育課長をもって充てる。

第4 委員長及び副委員長の職務

- （1）委員長は、審査会を主宰し会議の議長となる。
- （2）委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

第5 委員の任期及び審査会の設置期間

委員の任期及び審査会の設置期間は、委嘱の日から所掌事務が終了するまでの間とする。

第6 会議

- （1）審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- （2）審査会の会議は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- （3）審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

第8 守秘義務

委員は審査会で知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。

第9 庶務

審査委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

第10 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

役 職	職 名
委員長	教育委員会事務局 学校教育課長
委員	市立小中学校長
委員	市立小中学校教頭
委員	市立小中学校教諭
委員	市立小中学校教諭
委員	教育委員会事務局 学校教育課 指導主事
委員	政策部 行革デジタル推進課 情報システム係